

市内事業者応援資金助成事業の創設 ～新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業者支援策（第二弾）～

1 目的

緊急事態宣言の発令等により、売上げが減少するとともに国の持続化給付金が給付されず、家賃や人件費等の固定費の支払いが負担となっている市内中小企業・個人事業主の方に対する負担軽減及び事業継続の支援を目的に、緊急経済対策の第二弾として市内事業者応援資金助成事業を実施します。

2 補助制度の概要

| | |
|---------|---|
| 実施主体 | 西東京商工会 (助成金申請にあたり西東京市から認定書の交付が必要) |
| 助成金申請期間 | 令和2年7月から9月30日(水)まで (ただし、予算額上限に達し次第終了) |
| 認定書申請期間 | 令和2年6月22日(月)から9月25日(金)まで ※西東京市生活文化スポーツ部産業振興課(田無第二庁舎5階)で、認定書申請窓口を開設。 |
| 主な申請要件 | <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国の持続化給付金が給付されない事業者のうち、以下のいずれかに該当すること。</p> <p>①令和2年4月または5月の売上げが前年同月比で20%以上50%未満減少している事業者</p> <p>②令和元年6月から令和2年4月までに開業した事業者で、令和2年4月または5月の売上げが開業後最大の売上げの月と比べて20%以上減少していること</p> <p>※なお、本助成金の申請にあたり、国の持続化給付金と併せて給付を受けることはできません。</p> |
| 助成額 | 一律20万円 |
| 助成金申請件数 | 500件 |

3 予算額

| | |
|---------------|-----------|
| 市内事業者応援資金助成事業 | 107,036千円 |
| 【内訳】 ①応援資金経費 | 100,000千円 |
| ②事務経費等 | 7,036千円 |



資料のポイント

- 国の持続化給付金の対象外となる市内中小企業・個人事業主への市独自の支援となります。
- 市内中小企業・個人事業主 約 5,000 事業者（経済センサス）
- 一律 20 万円
 - ☞ 緊急事態宣言等が発令された 4 月及び 5 月の期間を対象に、影響を受けた事業者の方に対し、ひと月 10 万円の応援資金を 2 ヶ月分として支給する
- 500 件の根拠
 - ☞ 賃貸店舗等家賃補助事業で対象外の事業者数に景気動向調査で売上げを伸ばしている業種件数の半数を差引き、セーフティネット保証の 20%以上 50%未満の減少割合を根拠として積算した。
- 第一弾は、賃貸店舗等家賃補助事業を実施